業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該合併、分割、現物出資又は現物分配の日前に開始した連結事業年度）」、「（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該開始の日前三年以内に開始した連結事業年度。ロにおいて「事業年度等」という。）」及び「又は連結事業年度」を削り、同号ロ中「事業年度等」を「事業年度」に改め、「又は連結事業年度」を削り、同項第二号中「（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）」及び「その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該期間内の日を含む連結事業年度とし、」を削り、「には基準日から」を「には、基準日から」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第四十二条の四第八項第四号」を「第四十二条の四第十九項第四号」に、「次項又は第九項」を「第十二項又は第十四項」に、「次項及び第九項第二号」を「第十二項及び第十四項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法第四十二条の四第十九項第五号に規定する政令で定める場合は、同条第八項第三号の通算法人が次に掲げる法人のいずれにも該当しない場合とする。

一　次項の規定の適用を受ける同項第一号に掲げる合併法人等

二　第十四項の規定の適用を受ける同項第二号イに掲げる分割承継法人等

第二十七条の四第五項中「第四十二条の四第八項第二号ロ」を「第四十二条の四第十九項第二号ロ」に、「第六十六条の七第五項及び第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の七第四項及び第六十六条の九の三第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「との間に連結完全支配関係がある他の連結法人及び当該法人」を削り、同項を同条第八項とし、同条第三項中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「第四十二条の四第八項第一号」を「第四十二条の四第十九項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項中「第十八項第一号」を「第二十三項第一号」に、「同条第八項第十号」を「同条第十九項第十号」に、「第十八項第三号」を「第二十三項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第四十二条の四第十一項第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。この場合において、同項第一号の通算法人等が通算子法人であるときは、第一号及び第二号イに規定する対象事業年度の月数は当該通算法人等に係る通算親法人の当該対象事業年度終了の日に終了する事業年度の月数として、当該各号に定める金額を計算するものとする。

一　法第四十二条の四第十一項第一号の通算法人等に係る通算親法人が普通法人（法第六十七条の二第一項の規定による承認を受けている同項に規定する医療法人（次号イ⑵において「特定の医療法人」という。）を除く。）である場合　法第四十二条の四第十一項第一号の欠損金増加合計額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時において当該通算法人等が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額

イ　ロに掲げる法人以外の法人　法人税法第六十六条第一項

ロ　法人税法第六十六条第六項に規定する中小通算法人　同条第一項、第二項及び第四項

二　前号に掲げる場合以外の場合　イに掲げる金額をロに掲げる数で除して計算した金額

イ　法第四十二条の四第十一項第一号の欠損金増加合計額を同号の対象事業年度の所得の金額とみなして、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時において同号の通算法人等に係る通算親法人が次に掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額に、当該所得の金額につき当該対象事業年度終了の時において当該通算法人等に係る通算子法人が前号イ又はロに掲げる法人のいずれに該当するかに応じそれぞれ同号イ又はロに定める規定を適用するものとした場合に計算される法人税の額に相当する金額を加算した金額

⑴　協同組合等　法人税法第六十六条第三項（法第六十八条第一項に規定する協同組合等については、同項の規定により読み替えられた法人税法第六十六条第三項）

⑵　特定の医療法人　法第六十七条の二第一項

ロ　他の通算法人の数に一を加算した数

第二十七条の四に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第四十二条の四第四項に規定する政令で定めるものは、通算親法人である同条第十九項第九号に規定する農業協同組合等の各事業年度終了の日において当該農業協同組合等との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の全てが資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人（同項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）に該当する場合における当該農業協同組合等（次項において「中小通算農業協同組合等」という。）とする。

2　法第四十二条の四第四項の規定の適用を受けようとする通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）終了の日において当該通算親法人が中小通算農業協同組合等に該当する場合における当該通算子法人の同項の規定の適用については、同項中「中小企業者（」とあるのは「法人（」と、「いずれか」とあるのは「当該通算法人である法人に係る通算親法人である農業協同組合等以外のいずれか」とする。

3　法第四十二条の四第四項の規定の適用を受けようとする通算法人のその適用を受けようとする事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用年度」という。）及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度のうち、いずれかが通算加入適用除外事業年度（法人税法第六十四条の九第十一項又は第十二項の規定の適用を受けるこれらの規定に規定する他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）のうち法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者に該当するもの（第二十項第一号ニに掲げる合併に係る合併法人、当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日において行われた合併で同日の前日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があつた法人を被合併法人とする合併により設立したもの及び当該通算親法人の事業年度開始の時において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるもの並びに次に掲げる要件の全てを満たすものを除く。以下この項において「通算加入適用除外事業者」という。）の通算加入事業年度（他の内国法人について法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生ずる日を含む事業年度をいう。第一号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に該当する場合には、当該通算法人の当該適用年度における第一項及び法第四十二条の四第四項の規定の適用については、その通算加入適用除外事業年度に係る通算加入適用除外事業者は、これらの規定の適用除外事業者に該当しないものとする。

一　他の内国法人の通算加入事業年度開始の日（以下この号及び次号において「加入日」という。）において当該他の内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のいずれかとの間に当該他の内国法人の当該加入日の前日以前のいずれかの日において通算完全支配関係があつたこと。

二　他の内国法人の加入日を含む当該他の内国法人に係る通算親法人の事業年度開始の日の前日において当該通算親法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係があつたこと。

33　第二十七条の四に次の一項を加える。

法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章（第二節を除く。）及び第四章並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第四章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　法人税法第七十一条第一項第一号に規定する法人税額は、当該法人税額から当該法人税額に含まれる法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定（次号から第四号までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額を控除した金額とする。